
【特集】 継続する福島複合災害——原発事故被害の現在

特集にあたって

鈴木 宗徳

福島第一原発事故の教訓を私たちは忘れようとしているのだろうか、あるいは正しく受け止めて来られなかったのだろうか。

2022年12月、原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償の範囲等に関する中間指針を9年ぶりに改定する「第5次追補」を策定し、「ふるさとの変容」や「過酷な避難状況による精神的損害」などを対象に、賠償範囲を拡大した。これは同年3月、避難者による集団訴訟において、それまでの中間指針を上回る賠償を東京電力に命ずる七つの高裁判決が確定したことを受けたものであり、全国で32の集団訴訟を起こした原告1万2000人余による長年の労苦が部分的ではあるが実を結んだものと言える。

避難者に対する賠償が狭く見積もられてきた事実がしめすように、被災経験の過酷さは近年になってようやく理解されてきた側面がある。例えば、その被害は「ふるさとの喪失」「ふるさと剝奪」と言い表されるようになった。農山村には、自然・文化・歴史の積み重ねによって生み出された地域固有の生活様式やサブシステム経済が存在する。仮に避難先で仕事を見つけ収入が得られたとしても、自然豊かな農地、漁場、家畜を奪われ、日常における地域コミュニティの人間関係を奪われることの過酷さを見逃すべきではない。

避難者の経済的困窮ばかりでなく精神的ストレスの大きさも、研究によって明らかになってきた。震災支援ネットワーク埼玉と早稲田大学災害復興医療人類学研究所の調査によると、2022年の時点で調査に回答した県外避難者の37.0%にPTSDの可能性があったという。福島子ども健康プロジェクトを組織する研究者グループも、「集合的トラウマ」と呼んで避難者のストレスに注目している。さらに朝日新聞（2023年3月12日）の調査によると、福島県には東日本大震災による災害関連死と認められる例が2,027人みられ、宮城県や岩手県より際立って多いばかりか、それが被災から5年以上経っても増え続けていたことが示されている。

事故からの避難は、地域や家族に様々な分断を生んだとされている。区域ごとの賠償額の違いによる分断だけでなく、被曝をどのくらい不安に感じるかの違いによって、避難する／しない、帰還する／しないの決断が家族内に軋轢を生んだ。とくに母子避難を選んだ家族を中心に、避難先での孤立、バッシング、いじめ等の経験も数多く報告されている。また、「311子ども甲状腺がん裁判」では甲状腺がんを罹患した7名の原告が東京電力を訴えているが、事故当時は子どもだった本人だけでなく、被曝させてしまったことを悔やむ親たちにも事故はいまだ暗い影を落としている。

政府と福島県は順調な復興をアピールするが、2017年3月に区域外避難者（いわゆる“自主”避

難者)への住宅提供を打ち切るなど強引な帰還促進政策が批判されてきた。しかしそれでも住民の帰還は進まず、2011年時点で約14万6000人だった避難地域12市町村の居住人口は、現在でも約6万5000人にすぎない。とりわけ子育て世帯の帰還が進まなかったため高齢化率が顕著に上昇し、医療・介護サービスの不足も懸念されている。国は雇用創出と移住促進を狙い、先端産業の集積を図る福島イノベーション・コースト構想を打ち出している。たしかに廃炉関連の作業員をはじめ新住民も流入しているものの、巨大な中間貯蔵施設が建設された大熊町が象徴するように事故前のふるさとの風景は一変し、住民コミュニティの再建にも課題が山積している。

事故の前、原発との共存を選び、東京電力という一流企業への雇用と国からの交付金に依存する経済構造であった浜通りの立地自治体では、住民が表立って原発に対する不安や批判を口にすることは難しかったとされている。そして過酷事故と避難の経験を経た現在もまた、住民がコミュニティの自治的な話し合いにもとづいて内発的発展や地域内循環型の経済を目指すという見通しは、なかなか立っていない。ただしそのなかで、事故の記憶やそれ以前の地域の記憶を保存し語り継ぐことによって、ふるさとのことについて振り返るきっかけを生み出そうとする試みも始まっている。いわき市の旅館古滝屋に2021年に設けられた原子力災害考証館 furusato は、水俣病歴史考証館などに学びながら、被災経験と問題解決に取り組んでいる人々を草の根の視点で展示する民間施設である。また、富岡町が同年開設したとみおかアーカイブ・ミュージアムには、全町避難という日常を奪われる経験とともに事故前の町の歴史が併せて展示されている。

本特集は、次の四つの論文から成り立っている。

除本理史「被害回復に向けた賠償・復興政策の問い直し——『闘争』と『継承』の両側面から長期的復興課題を考える」は、まず、原発事故の直接請求方式は加害者である東電が賠償請求を「査定」する仕組みであるため、避難の過酷さや「ふるさとの喪失」被害が見過ごされてきたことを指摘する。さらに、公共事業中心の復興政策ではなく一人ひとりの生活再建を保障する「複線型復興」が目指されるべきであること、そして「官製伝承」に偏らない、多様な視点からの「闘争」としての伝承がもつ意義について論じている。

関礼子「ふるさとの『復興』とは何か——避難を終えてなお残る被害に抗う」は、川俣町山木屋地区を事例に、不可逆的な「ふるさと剝奪」被害がもつ深刻さについて論じている。事故前と比べて人口が半減したこの地区では、互助と自治を通して先祖の思いを子孫に継いできた営みが断ち切られ、帰還者の多くにとって復興を実感できないのが現状だという。そのなかで、喜び、楽しむ農業によって「生の復興」を遂げようとするセルフガバナンスを通じた地域づくりが始められている。

藤川賢「福島原発事故からの復興をめぐる長期的課題と不可視化」は、他の公害問題と同様、被害者は被差別的状況に置かれることによって被害をみずから認識できなくなり、被害が潜在化するとともに、避難を継続する者の困難が忘れられてゆくことを指摘する。さらに、帰還をめぐる多様な選択肢が奪われてゆく状況や、帰還して農業を再開し持続可能なものにすることが困難な現状を踏まえ、諦めさせようとする力に抗って「ありえた選択」を含めた歴史の共有が必要であると説いている。

清水奈名子「原発事故被害の継承と権利回復をめぐる課題——事故当時子どもであった世代を対象とした調査結果の分析」は、二つの大学の学生を対象とした事故と被曝に関する知識の定着をめぐるアンケート、そして、19歳以下で事故を経験した若年層被災者への聞き取り調査の結果を分析している。そこから浮かび上がるのは、事故によって権利が侵害されたと判断するために必要な知識が教えられておらず、様々な「二次被害」にさらされた若年層被災者がその経験について語りづらいつらという、事故経験の共有をめぐる深刻な課題である。

いま、国家レベルでは原発事故の教訓を忘却しようとする流れが着々と作られている。2022年6月の最高裁判決では原発事故の国の責任は認められず、23年5月には原発の運転期間を60年超に延長できる法案が成立した。8月には使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設をめぐる山口県上関町に新たな対立の火種が持ち込まれ、さらに、廃炉計画の詳細な検証も関係者の了承もないままALPS処理水の海洋放出が開始された。

福島原発事故の被害の実態を、その後の13年間を見渡す視点からあらためて検証しなければならない。それこそが、原発回帰政策を追認してしまう「忘却」や「記憶の風化」に抗う手段となるはずである。

（すずき・むねのり 法政大学社会学部教授）